

第3期
芦別市障がい者計画
令和2年度～令和11年度

芦別市

「障害」の「害」の字等の表記について

本市では、平成16年より障がい者福祉施策の一環として、「障害」の「害」の文字をひらがなで表記するようにしております。

このため、本計画における表記が、国や北海道、他の自治体と異なっていることをご理解願います。

また、本計画において、前記の取扱いの他に、制度や施策の通称名を除き、「障がい者」を「障がいのある方」と表記しております。

第3期芦別市障がい者計画の策定にあたって



芦別市では、平成11年に「第1期芦別市障がい者計画」を、平成22年に「第2期芦別市障がい者計画」を策定し、「ノーマライゼーション理念」の実現に向け、社会環境の変化や障がいのある方を取り巻く諸制度の改正などに対応しながら、障がい者施策の総合的・計画的推進に努めてまいりました。

この間、障がい者自立支援法の施行、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行、全国での少子高齢化の進行、急激な人口の減少等、福祉分野を取り巻く社会情勢が大きく変化してまいりました。

このような状況の中、本市におきましては、令和2年度よりスタートする「第6次芦別市総合計画」と連動し、令和11年度を目標年次として、障がいのある方が必要とするサービスを利用し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、「第3期芦別市障がい者計画」を策定いたしました。

本計画の期間は、長期的展望に立って10年としており、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できる街を見据え、今後も、社会全体において障がい福祉制度に関する理解を深め、市民との協働による支え合う地域社会を、本計画に基づき推進してまいります。

令和2年3月

芦別市長 荻原 貢

目 次

第1 第3期芦別市障がい者計画について

1	計画策定の背景	P1
2	計画策定の趣旨	P1
3	計画の基本理念	P2
4	計画対象者の定義	P3
5	計画の基本的な考え方	P4
6	計画の体系及び計画の位置付け	P4
7	計画策定の体制	P5

第2 障がいのある方を取り巻く現状

1	人口及び世帯数の推移	P6
2	障がいのある方の現状	P7
(1)	3障がい者（身体・知的・精神）手帳所持状況	P7
(2)	身体障がい者手帳所持者の状況	P8
(3)	療育手帳所持者の状況	P9
(4)	精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況	P10
(5)	障がいのある方の実雇用率の推移	P11
3	関係機関における人的資源等の状況	P12
(1)	障がい福祉施策における専門職の配置状況	P12
(2)	医療・保健等の協力機関の状況	P12
4	障がいのある方へ配慮した生活環境の整備状況	P12
(1)	障がいのある方に対応した公営住宅の整備状況	P12
(2)	公共施設のバリアフリー化等の整備状況	P13
5	計画策定に係るアンケートの概要	P13

第3 障がいのある方への取組内容(基本計画)

I	生涯にわたった一貫した支援の実施	P14
1	乳幼児期学齢期の支援	P15
(1)	早期発見体制の整備	P15
(2)	早期療育体制の整備	P15
(3)	家族への支援体制の整備	P15
2	青・壮年期の支援	P15
(1)	疾病の予防体制と健康支援の充実	P15
(2)	福祉サービスの充実	P16
(3)	就労・経済的自立支援の充実	P16
3	高齢期の支援	P16
II	各分野別の基本目標	P18
III	計画の推進と施策の方向性	P20
1	啓発広報活動の充実	P20
(1)	連携・協力の確保	P20
(2)	理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進	P21
2	相談体制及び情報収集と提供の充実	P21
(1)	相談体制	P21
(2)	地域との連携	P22
①	相談支援事業所	P22
②	身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	P22
③	芦別市自立支援協議会	P22

3	保健・医療・福祉サービスの充実	P23
(1)	障がい福祉サービス等の充実	P23
①	訪問系サービス	P23
②	日中活動系サービス	P24
③	居住系サービス	P25
④	障がい児通所支援	P26
⑤	補装具費支給制度	P26
⑥	地域生活支援事業	P26
⑦	介護保険制度との連携	P27
(2)	保健・医療の推進	P28
①	健診等の充実	P28
②	自立支援医療・市単独医療費扶助制度の充実	P29
4	保育・療育・教育の充実	P30
(1)	インクルーシブ教育システムの推進	P30
(2)	障がいのある児童への教育環境の整備	P30
(3)	ボランティア活動・社会参加促進の推進	P30
5	雇用・就業等の促進	P31
(1)	総合的な就労・雇用支援	P31
(2)	「農福連携」の推進	P32
(3)	経済的自立の支援	P32
(4)	障がい特性に応じた就労支援及び就業支援	P33
6	文化活動及びスポーツ・レクリエーションの推進	P33
(1)	文化芸術活動機会及びスポーツの推進	P34
(2)	スポーツ事業参加支援	P34
7	障がいのある方の住宅環境整備の充実	P34
(1)	公共施設・設備のバリアフリー化	P35

(2) 道路及び公園環境の整備	P35
8 移動・交通手段の充実	P36
(1) 市内路線バス・ハイヤー協会等との連携	P36
(2) 交通費助成の充実	P36
9 障がいのある方の権利擁護と差別の解消の推進	P36
(1) 権利擁護の推進	P37
(2) 権利擁護に係る啓発・周知	P37
(3) 障がいに関する理解の促進	P37
(4) 障がいのある方への差別解消の推進	P38
10 防犯・防災対策の推進	P39
(1) 防犯体制の確立	P39
(2) 防災体制の確立	P39
(3) 支援を要する世帯の把握	P39

第4 資料編

1 用語解説	P40
2 芦別市障がい者計画等推進協議会委員名簿	P42
3 芦別市障がい者計画策定の経過	P43
4 芦別市障がい者計画等推進協議会条例	P44
5 芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則	P46

第1 第3期芦別市障がい者計画について

1 計画策定の背景

我が国における障がい者施策に関する基本法としての位置付けを有する法律を遡ると、昭和45年に制定された心身障がい者対策基本法（昭和45年法律第84号）に端を発することとなり、同法において、心身障がい者対策の総合的推進を図ることを目的として、心身障がい者の福祉に関する施策の基本となる事項等を定めており、心身障がいがあるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方は「心身障がい者」と位置付けられました。

平成5年、心身障がい者対策基本法は障がい者基本法（以下「基本法」という。）に改正され、従来の心身障がい者に加え、精神障がいにより長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方についても、新たに「障がい者」と位置付けられることとなり、さらに、法の目的も、障がいのある方の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に改められました。

基本法において、国、都道府県、市町村のそれぞれの役割・責任分担に配慮し、また、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三者が有機的連携の下に、それぞれの立場でその役割に応じた計画を策定することが不可欠であるとされ、市町村の人口規模、人的・物的資源、障がいのある方の状況等を勘案し、地域の実情を踏まえた創意・工夫ある計画策定をすることとされております。

2 計画策定の趣旨

本市においては、基本法に基づく計画として、第1期芦別市障がい者計画（平成11年度から平成21年度）、第2期芦別市障がい者計画（平成22年度から平成31年度）を策定し、施策を進めてきました。

この間、障がいのある方を取り巻く法制度等は大きく改正され、平成17年度に障がい者自立支援法の施行、平成25年度に障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「総合支援法」という。）が施行され、障がいのある方の日常生活や社会生活の総合的な

支援について定められました。

今後も、国の法制度等の動向を踏まえ、障がいのある方の自立及び社会参加の支援のための施策を推進するため、障がいのある方を取り巻く様々な状況、社会情勢の変化、本市の現状等を踏まえて、第3期芦別市障がい者計画を策定するものです。

3 計画の基本理念

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを基本理念とします。

本計画において、基本理念の社会の実現に向け、障がいのある方が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある方の活動を制限することや、社会への参加を制約している社会的な障壁が除去された地域社会の実現を目指します。

基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する
社会の実現

4 計画対象者の定義

本計画における対象者（障がいのある方）とは、総合支援法に定義される次の状態にある方とし、18歳未満の児童についても含むものとします。

- 身体障がい者福祉法に規定する身体に障がいのある方
- 知的障がい者福祉法にいう知的障がいのある方
- 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に規定する精神障がいのある方（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する方）
- 発達障がい者支援法に定める発達障がいのある方
（自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい及びその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの）
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方（難病等）
- 高次脳機能障がいのある方
- その他心身の機能に障がいのある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態の方

5 計画の基本的な考え方

基本理念の実現のため、障がいのある方への施策の取り組み内容（基本計画）を次の10項目に分類し、本市の現状と課題を照らし合わせて、実情を踏まえた計画とします。

- (1) 啓発広報活動の充実
- (2) 相談体制及び情報収集と提供の充実
- (3) 保健・医療・福祉サービスの充実
- (4) 保育・療育・教育の充実
- (5) 雇用・就業等の促進
- (6) 文化活動及びスポーツ・レクリエーションの推進
- (7) 障がいのある方の住宅環境整備の充実
- (8) 移動・交通手段の充実
- (9) 障がいのある方の権利擁護と差別の解消の推進
- (10) 防犯・防災対策の推進

6 計画の体系及び計画の位置付け

本計画は、基本法に基づく市町村の基本計画として策定するものであり、「第6次芦別市総合計画（令和2～令和11年度）」の個別計画として位置付けされ、「第5期芦別市障がい福祉計画（平成30～令和2年度）」と併せて、芦別市の障がい者福祉施策の具体的な計画とします。

なお、本計画は、国が策定する「障がい者基本計画」及び北海道が策定する「北海道障がい者基本計画」、「第5期北海道障がい福祉計画」と連携するものとなっています。

また、本計画期間中に関係法律の改正等が行われた際は、計画記載の有無にかかわらず速やかにその施策に対応するものとし、必要と認められる場合は計画内容の見直しを適宜行います。

【計画の体系】

計画名	～H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障がい者基本計画（国）	H25～第4次計画											
北海道障がい者基本計画	H25～第4期計画											
北海道障がい福祉計画	第5期計画											
芦別市総合計画	第5次計画		第6次計画									
芦別市障がい者計画	第2期計画		第3期計画									
芦別市障がい福祉計画	第5期計画											

第3期芦別市障がい者計画
期間 令和2年度から令和11年度までの10年間

7 計画策定の体制

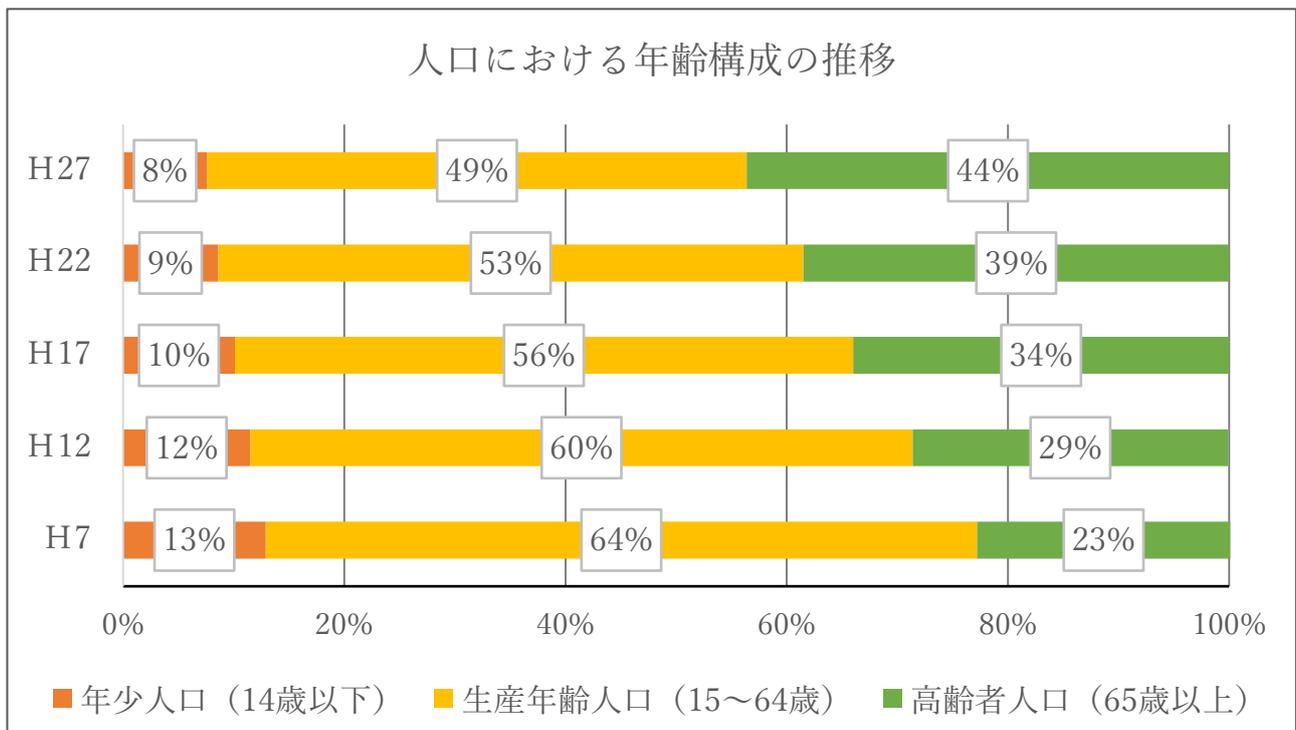
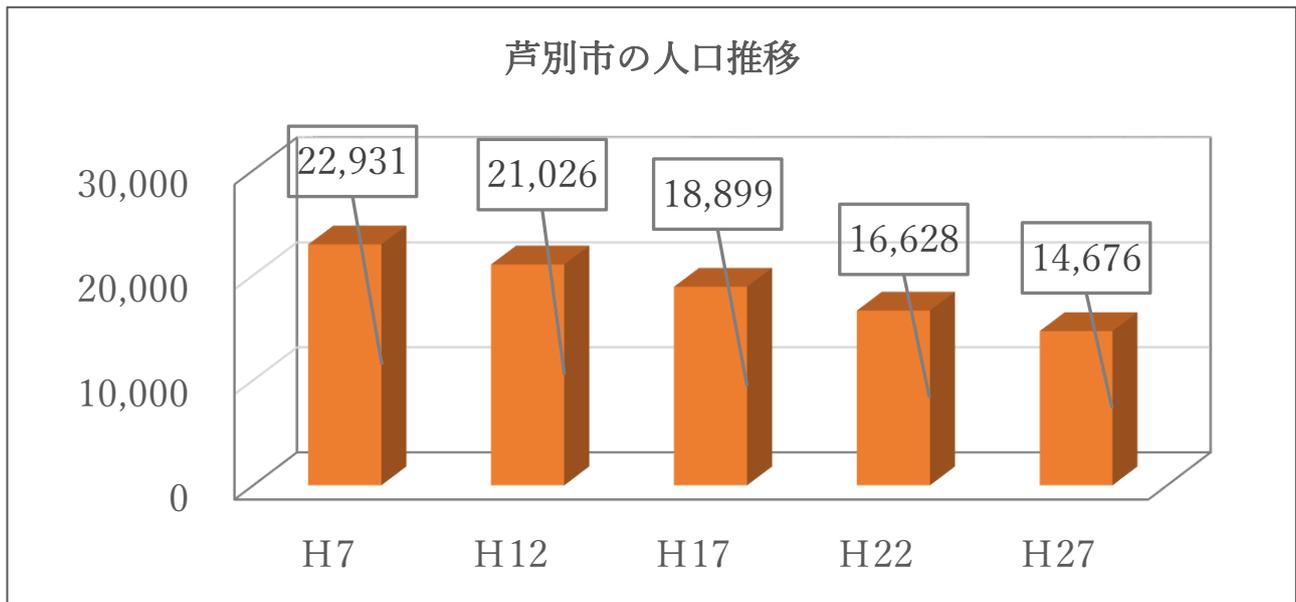
本計画の策定に当たっては、市内の障がい者団体、医療機関、障がい福祉サービス事業所及び市民公募等で構成する芦別市障がい者計画等推進協議会の委員を中心として、障がいのある方、障がい福祉サービス事業所職員、民間事業所等からの幅広い意見を反映させるため、アンケートを実施し、障がいのある方へのより具体的なものとして策定します。

また、本計画をより具現化するため、担当部署のみでなく、関係部署の係長以下の職員で構成する、「庁内検討委員会」における意見交換を踏まえたものとします。

第2 障がいのある方を取り巻く現状

1 人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移は、炭鉱が全盛期であった昭和 33 年の 75,309 人をピークに、石炭産業の衰退に伴い減少し続けており、令和元年 10 月末の人口は 13,254 人となっております。

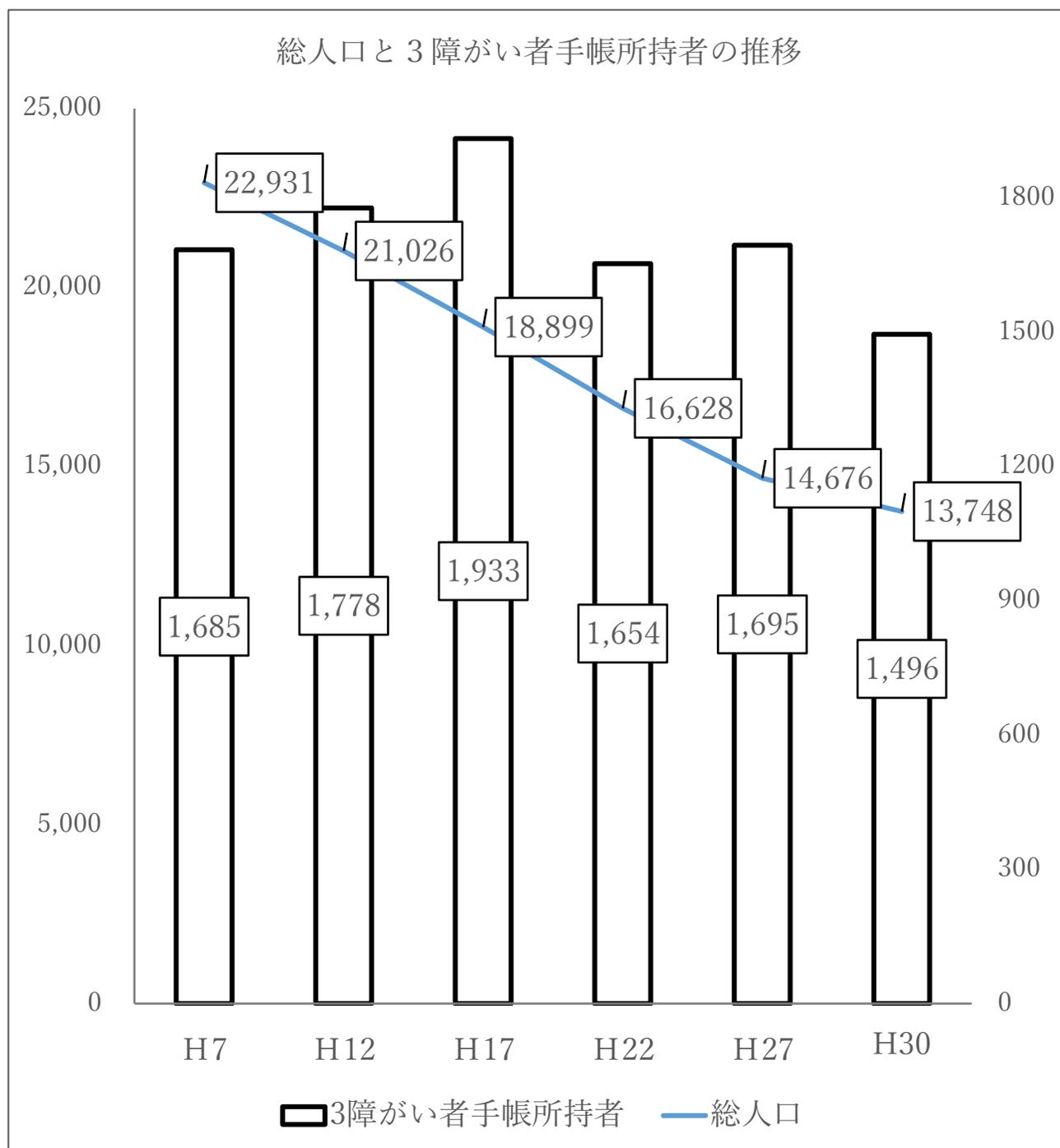


※資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

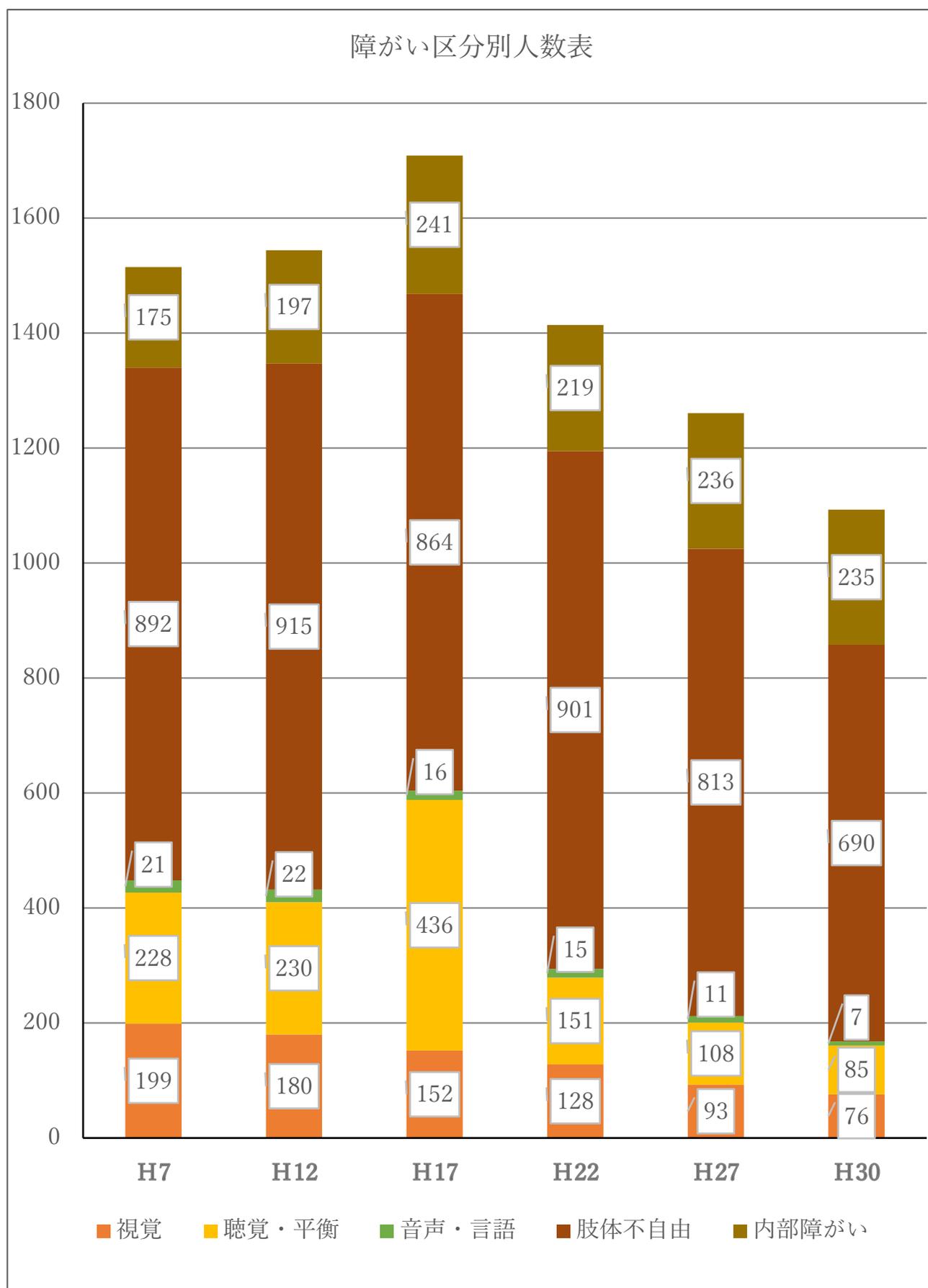
2 障がいのある方の現状

(1) 3障がい者（身体・知的・精神）手帳所持状況

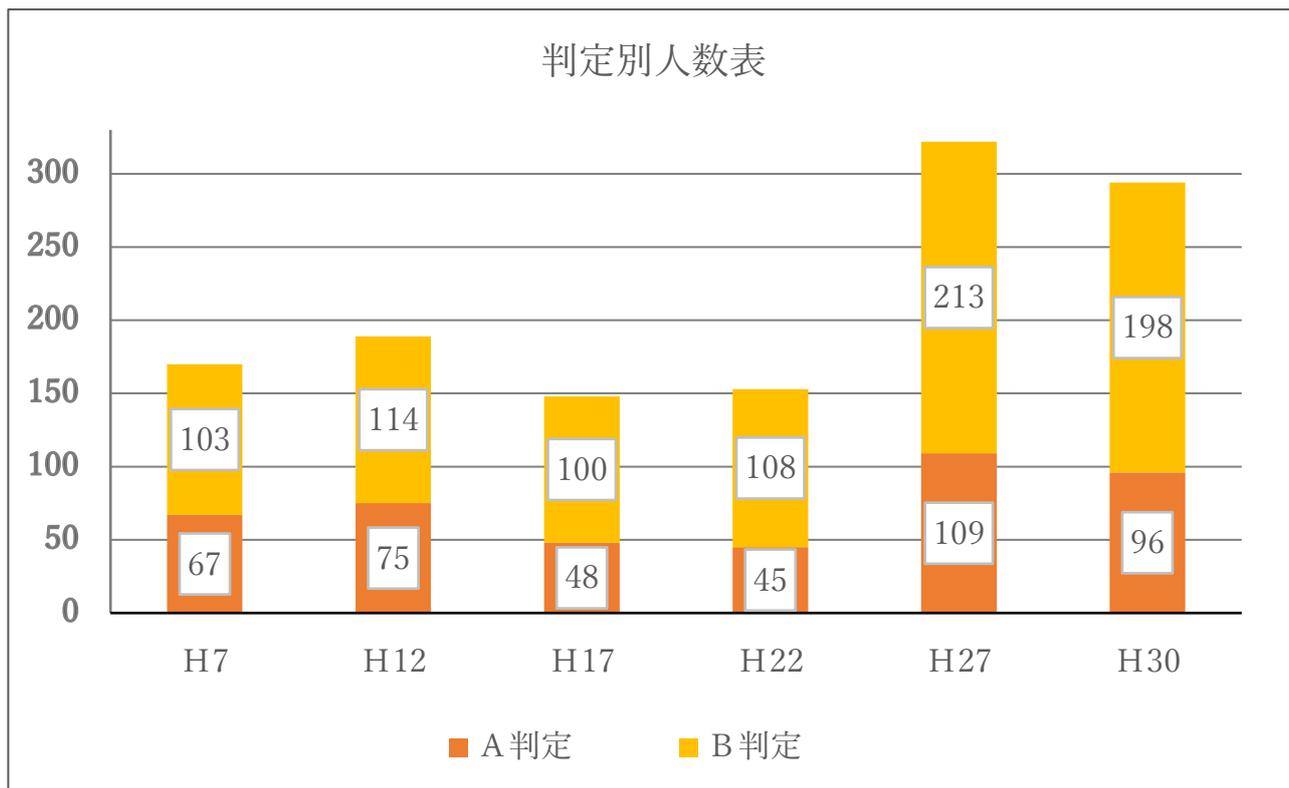
本市の人口と3障がい者手帳所持者については、次のグラフのとおり減少傾向にあります。人口の割合に対して手帳所持者数は多い状況となっております。



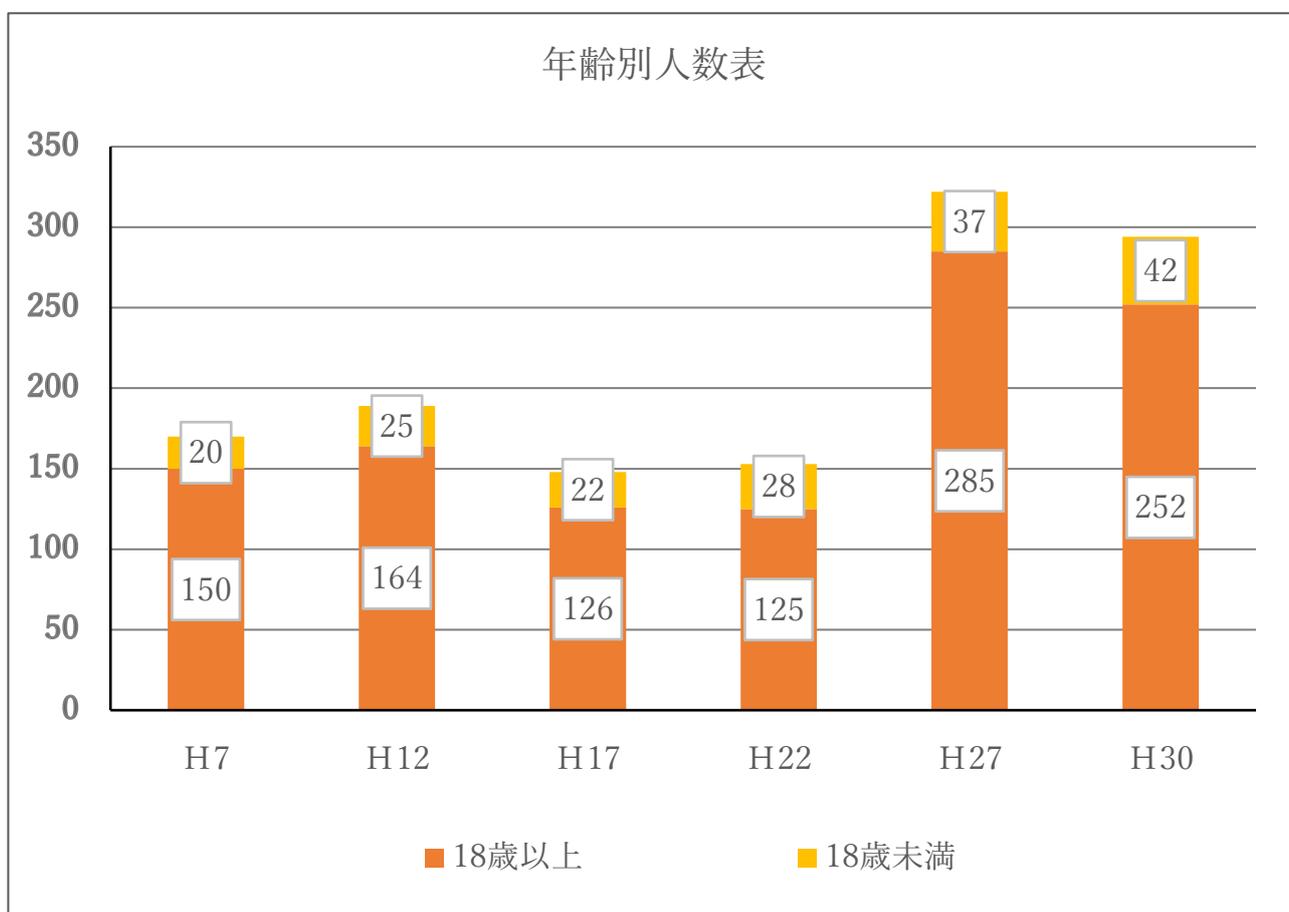
(2) 身体障がい者手帳所持者の状況



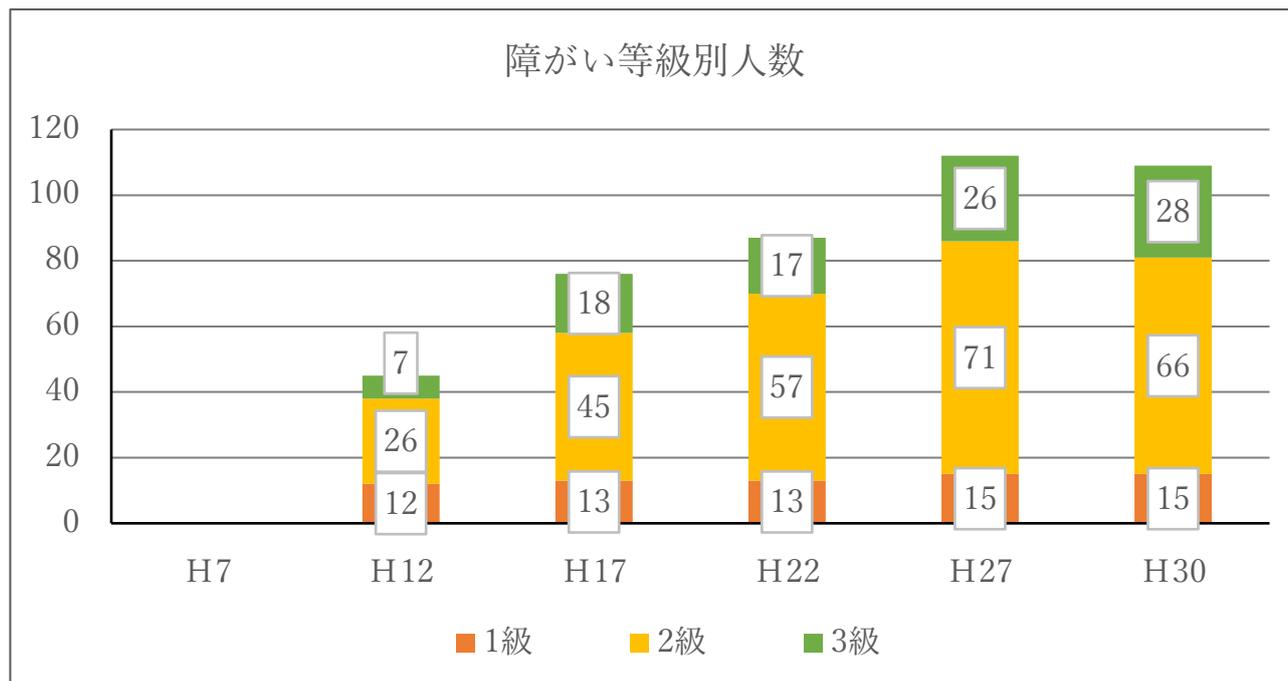
(3) 療育手帳所持者の状況



※H27以降は、市外在住者についても人数計算することとなったため人数が増加しております。



(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

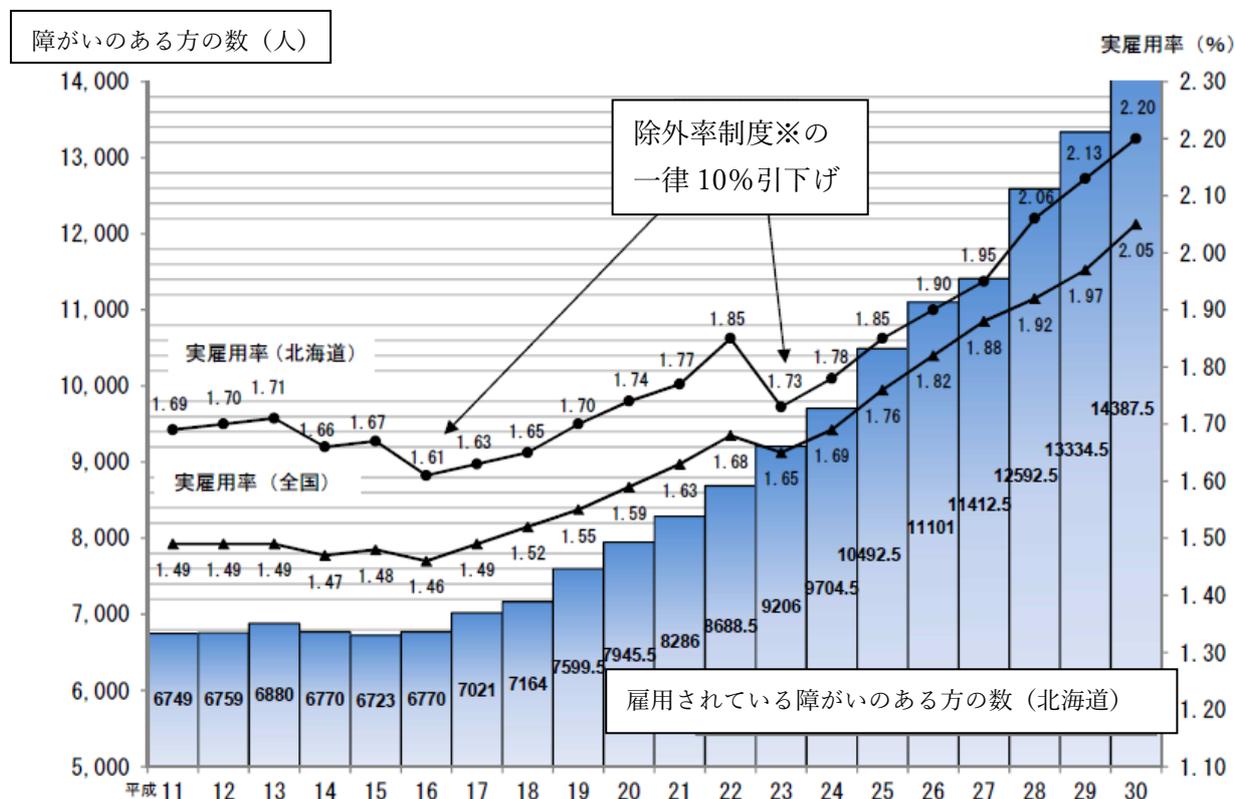


※ H7年度は精神障がい者保健福祉手帳制度が開始され、所持状況の管理を北海道が行っていたためデータ確認ができません。

(5) 障がいのある方の実雇用率の推移

北海道内の民間企業における実雇用率の推移を見ると、平成23年度以降、毎年増加傾向となっております。

民間企業における障がいのある方の実雇用率の推移グラフ



資料：厚生労働省職業安定局集計より

※除外率制度について

一律に法定雇用率を適用することがない職務において、法定雇用率を算出する際の従業員数を、職務によって一定の人数を除外する制度

【参考】

「法定雇用率」について

障がい者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体・知的・精神に障がいのある方の割合が一定率（法定雇用率）以上となるよう義務付けられています。

	法定雇用率		
	H25. 3. 31 以前	現行	H30. 4. 1 以降
民間企業	1. 8 %	2. 0 %	2. 2 %
国・地方公共団体	2. 1 %	2. 3 %	2. 5 %
都道府県等の教育委員会	2. 0 %	2. 2 %	2. 4 %

3 関係機関における人的資源等の状況

(1) 障がい福祉施策における専門職の配置状況

機関名	主な資格専門職名	備考
芦別市 福祉課	社会福祉士	自立支援協議会事務局
芦別市社会福祉協議会	相談支援専門員、介護福祉士 他	
芦別市社会福祉協議会ヘルパーステーション	介護福祉士	
相談支援事業所いんぐ	相談支援専門員、介護福祉士 他	
芦別白光舎	社会福祉主事 他	
愛和福祉会 共同生活援助事業所きらり	社会福祉士、介護福祉士 他	
愛和福祉会星の広場	社会福祉主事、介護福祉士 他	
NPO 法人 芦別あゆみ会	支援員 他	
仁恵会 中野記念病院	社会福祉士、精神保健福祉士 他	

※関係性の高い自立支援協議会委員が所属する団体の状況を掲載

(2) 医療・保健等の協力機関の状況

区分	機関名	住所	備考
医療	市立芦別病院	芦別市本町 14	
	仁恵会 中野記念病院	芦別市旭町 48	
	博友会 平岸病院	赤平市平岸新光町 2-1	
保健	滝川市地域保険室 (北海道滝川保健所)	滝川市緑町 2-3-31	
その他	北海道立 心身障がい者総合相談所	札幌市中央区円山西町 2-1-1	

4 障がいのある方へ配慮した生活環境の整備状況

(1) 障がいのある方に対応した公営住宅の整備状況

住宅名	入居可能数	備考
緑ヶ丘団地 (3棟)	102戸	バリアフリー対応住戸
さつき団地 (10棟)	58戸	
あけぼの団地 (12棟)	166戸	
道営ふれあい団地 (1棟)	40戸	
道営であえーる緑幸団地 (2棟)	44戸	

(2) 公共施設のバリアフリー化等の整備状況

施設名	住所	備考
総合福祉センター	芦別市北1条東1-8-5	福祉避難所
市立芦別病院	芦別市本町14	
子どもセンターつばさ	芦別市本町28	指定避難所
図書館	芦別市本町17-8	
総合体育館	芦別市上芦別町6	指定避難所
星の降る里百年記念館	芦別市北4条東1-1	
保健福祉施設すばる	芦別市本町14	福祉避難所
本町地区生活館	芦別市北3条西1-9-1	指定避難所
啓南多目的研修センター	芦別市上芦別町38	指定避難所
頼城多目的研修センター	芦別市頼城町	指定避難所
道の駅公衆トイレ	芦別市北4条東1	
であえーる緑幸団地集会所	芦別市南2条東2	道営住宅、指定避難所
ふれあい団地集会所	芦別市本町1065	道営住宅
あけぼの団地集会所	芦別市北6条西4-7	市営住宅、指定避難所

※上記公共施設は、バリアフリー化（スロープ、屋内段差無（和室以外）、多目的トイレ、2階以上の建物へのエレベーターの設置）されており、障がいのある方が利用しやすい環境となっております。

5 計画策定に係るアンケートの概要

本計画を策定するに当たり、次の内容でアンケートを実施し、その結果について、共生社会の実現に向けた今後の施策等に活用していきます。

なお、アンケートの内容及び集計結果は別冊をご確認ください。

- 実施期間 令和2年1月6日（月）～令和2年1月24日（金）
- 実施方法 無作為に抽出した方へ郵送により実施
- 対象者 芦別市に住民票がある障がいのある方とない方
- 対象者数 655人（人口の5%：内訳は別冊に記載）
- 回答者数 365人
- 回答率 55.73%

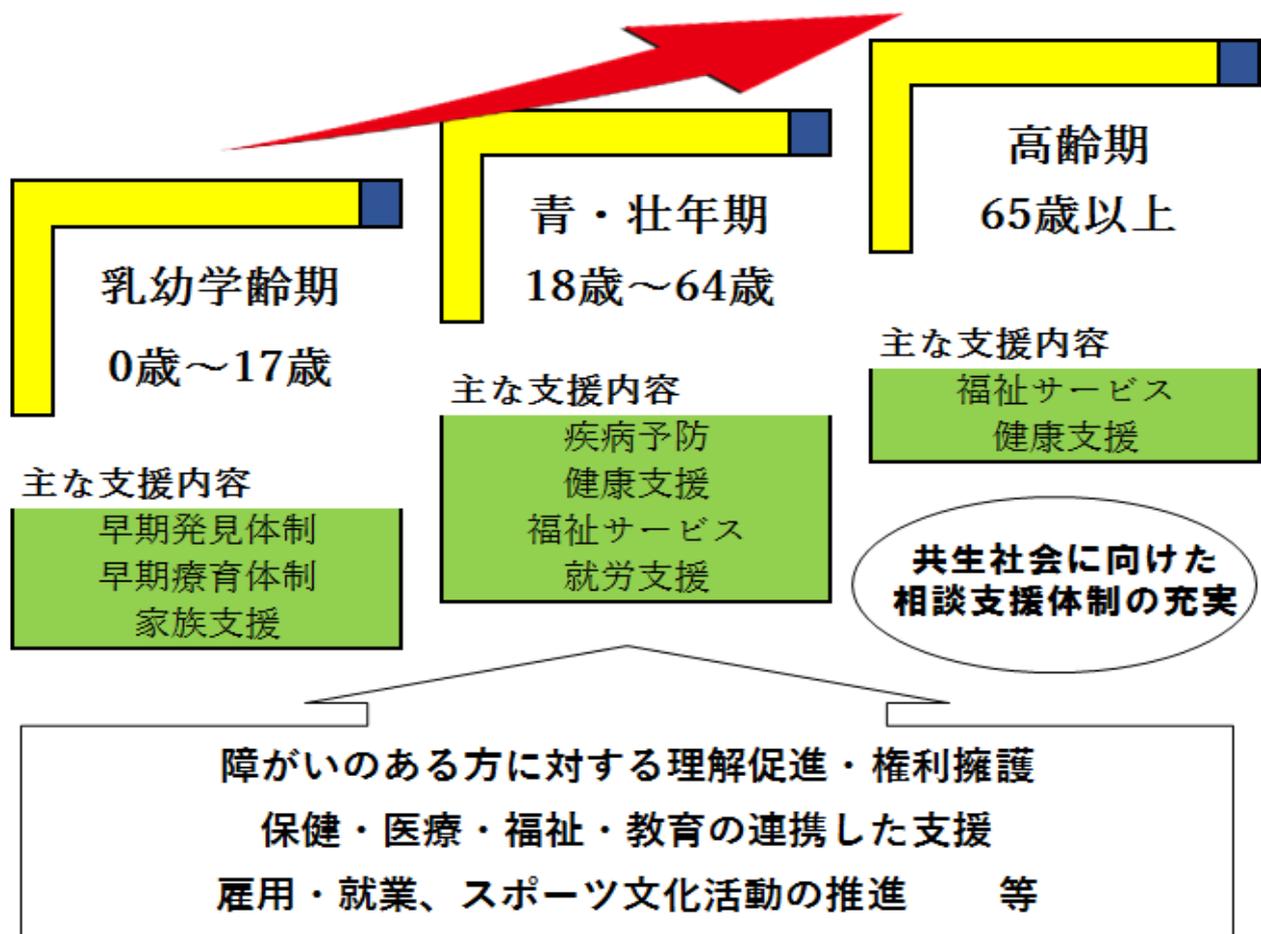
第3 障がいのある方への取組内容(基本計画)

I 生涯にわたった一貫した支援の実施

障がいのある方が住み慣れた地域で日常生活または社会生活を営むには、乳幼児期から高齢期に至るまでの全てのライフステージにおいて、切れ目のない一貫した継続支援を実施する必要があります。

障がいのある方とその家族が生涯にわたって安心できる生活を支援するため、障がいの早期発見・早期治療の充実、障がいに配慮した教育の充実、自立した生活に向けたサービスの実施等各関係機関と連携した支援づくりを推進します。

ライフステージを通して一貫した継続支援の実施



1 乳幼児期学齢期の支援

障がいのある児童への療育の実施は、本人と保護者の意向を十分に尊重し、個々に必要とされる内容を把握し、的確なプラン作成をしたらうえで各関係機関と連携した支援体制を構築します。

(1) 早期発見体制の整備

市が実施する乳幼児健診・相談又は児童相談所による巡回相談等により、発育・発達の遅れや障がいを早期発見し、本人及び保護者の意向に沿った支援体制の構築に努めます。

(2) 早期療育体制の充実

障がいのある児童やその家族が住み慣れた地域で必要な療育を受けられるよう、療育に係る福祉サービス提供事業所及び児童相談所等と連携し、充実したサービスを提供できる体制の構築に努めます。

(3) 家族への支援体制の整備

子どもに療育を行ううえで、家族等の心の支えとなるよう、関係機関と連携し、身近な悩み事や相談が受けられる相談支援体制の充実に努めます。

2 青・壮年期の支援

個々の状態に応じた必要なサービスを提供することで、自立した生活、就労活動、社会参加等にも繋がり、健康で豊かな生活ができるよう支援を行います。

(1) 疾病の予防体制と健康支援の充実

障がいの原因となる疾病を予防するため、市が実施する各種健診の周知を図るとともに、保健師による健康・保健指導等を行い、健康意識の向上に努めます。

(2) 福祉サービスの充実

障がいのある方が、地域の中で自立して、安心安全な生活を送ることができるよう、きめ細かな相談にも対応できる相談支援体制の構築に努めます。

また、障がいのある方が希望する福祉サービスを受けられるよう、計画相談支援のモニタリング期間にとらわれず、相談支援事業所と連携し、適切な福祉サービスが提供できるよう努めます。

(3) 就労・経済的自立支援の充実

社会的・経済的に自立して安定した生活ができるよう、就労アセスメントや就労パスポートを活用しながら、関係機関と連携した就労支援を行うほか、各種社会保障制度の周知を図り、将来的な自立生活に向けた支援に努めます。

3 高齢期の支援

障がいのある方の高齢化はもとより、ご家族の高齢化も深刻な社会問題となっていることから、関係機関の協力を得て、健康維持や生活の安定、権利擁護、虐待防止等の問題に対する支援を行うとともに、切れ目のない福祉サービスを実施するため、共生型サービスを視野にきめ細かな支援に努めます。

II 各分野別の基本目標

障がい種別を問わず、障がいのある方もない方も、地域で安心して自立した生活を送るために必要な情報の提供や相談支援体制の整備、福祉サービスの充実や社会参加を促進するための就労支援など、地域全体で支え合う社会の実現を図るため、第1期計画から継承される「ノーマライゼーション理念」を本計画でも同様に普遍的テーマであると位置付けし、次のとおり各分野別に基本目標を定めます。

また、2015年9月に国連サミットで採択された、17の大分類に分けられた「持続可能な開発目標（SDGs）」は、人々の暮らしと密接に関わるものであり、障がいのある方との親和性の高いものでもあります。

我が国における障がい者支援施策においてもSDGsに関連する制度・政策が多々あることから、本市が策定する各分野別の基本目標と連動した取り組みを推進します。

各分野別基本目標とSDGsの関連

分野		関連するSDGs
基本目標		
1	啓発広報活動の充実 安心できる地域社会に向けて、市民が相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」の推進	   
2	相談体制及び情報収集と提供の充実 関係機関と連携したワンストップ窓口による総合的な相談体制整備の推進	
3	保健・医療・福祉サービスの充実 健康で安心安全にその人らしい生活を送るため、希望する福祉サービスの提供と保健・医療支援の充実	
4	保育・療育・教育の充実 共生社会の実現に向けて、安心して共に学び合うことができる体制づくりと自主性ある社会参加活動に向けた支援の充実	
5	雇用・就業等の促進 経済的に安定した生活ができるよう、合理的配慮がされた就労支援の充実	

6	文化活動及びスポーツ・レクリエーションの推進 健康で心豊かな生活の実現に向けた社会参加の推進	11 住み続けられるまちづくりを 
7	障がいのある方の住宅環境整備の充実 安心した地域社会に向けたバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備の推進	
8	移動・交通手段の充実 社会活動に向けた合理的配慮のある移動手段の充実	12 つくる責任 つかう責任 
9	障がいのある方の権利擁護と差別の解消の推進 障がいのある方の人権を保障し、合理的配慮された社会の促進と権利擁護の推進	16 平和と公正をすべての人に 
10	防犯・防災対策の推進 安全・安心な生活を守る地域住民と連携した体制整備の推進	

関連するSDGs		具体的な内容
	1. 貧困をなくそう	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
	4. 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	5. ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	8. 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用及び働きがいのある人間らしい仕事を推進する。
	11. 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
	12. つくる責任 つかう責任	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	16. 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

※ この他にもSDGs目標はありますが、本計画では上記7目標を特に関連の高いものと位置づけをしています。

Ⅲ 計画の推進と施策の方向性

基本理念

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

1 啓発広報活動の充実

障がいのある方が安心して地域生活をするためには、関係機関との連携が重要となり、市民及びその生活をする近隣住民の障がい福祉制度に対する理解が必要不可欠となることから、次のとおり啓発広報活動の推進に努めます。

基本目標

安心できる地域社会に向けて、市民が相互に理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」の推進

目標達成に向けた基本計画

(1) 連携・協力の確保

障がい者施策を推進するうえで、国、道、障がい者団体及び各関係機関並びに町内会、民生委員児童委員等の地域との緊密な連携・協力を図り、障がいのある方の地域移行を促進し、必要な時に必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるようにすることが重

要となることから、本計画を推進するに当たり、情報共有等の一層の促進に努めます。

(2) 理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性に対する市民の理解を深め、相互に理解を深めようとするコミュニケーションを図り、支え合う「心のバリアフリー」を本市全体で推進するとともに、芦別市地域自立支援協議会が主催する事例検討や地域内での学習会を実施するよう努めます。

また、障がい者差別、障がい者虐待、障がい者の権利擁護等障がいのある方の権利利益を侵がする行為の禁止についても、市民生活に浸透させるよう努めます。

2 相談体制及び情報収集と提供の充実

障がいのある方やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たすことから、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、誰もが総合的な相談支援を受けられる体制の整備を行います。

基本目標

関係機関と連携したワンストップ窓口による総合的な相談体制整備の推進

目標達成に向けた基本計画

(1) 相談体制

本市における相談体制は、相談者のプライバシーに配慮できる環境で行うことが重要であると考え、ワンストップ窓口により、保健・医療・福祉のみならず、関係機関と連携のとれる体制づくりを行います。

【本市の相談支援体制】

機関名	住所	専門員の状況	備考
芦別市 福祉課	芦別市北1条東1丁目 3番地	社会福祉士 1名	
相談支援事業所 いんぐ	芦別市北1条西1丁目 8番14号	社会福祉士 1名 保育士 1名	市委託事業所

(2) 地域との連携

障がいのある方が地域で生活するうえで、地域住民との関係は重要なものであり、相談支援事業所、近隣住民、町内会、民生委員児童委員等から受ける情報提供を基に、地域移行支援、障がい福祉サービスの充実及び障がいに関する理解を深めるための地域研修の充実に努めます。

① 相談支援事業所

障がいのある方のみならず、近隣住民、障がい福祉サービス事業所、民間企業等すべての方が相談できる体制をつくり、情報提供をはじめ、助言・指導・他機関との連絡調整、権利擁護及び障がい者虐待等に関する総合的な相談支援を行います。

② 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

障がいのある方又はそのご家族等が、より親身に相談しやすい身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を設置します。

なお、両相談員は、北海道知事が委嘱する地域相談員も兼務し、障がいのある方に対する虐待、差別などの不利益な扱い及び暮らしの相談などを行い、関係機関への情報提供・連携を行います。

③ 芦別市自立支援協議会

芦別市自立支援協議会は、地域における困難事例への対応、関係機関のネットワーク構築等の協議を行う場として、平成30年4月に現体制が確立され、地域における課題や関係機関との情報交換・共有の連携を行っています。

また、協議会メンバーで構成する専門部会を創設し、緊急時等に即座に支援できる体制整備も行っております。

3 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいのある方が健康で安心した生活を送るためには、適正なプランを確立させ、必要な支援を的確に行い、関係機関が緊密に連携した対応が求められます。

このため、本計画と関連する障がい福祉計画及び各関係機関が作成する計画と連動したサービスの提供及び支援の充実を推進します。

基本目標

健康で安心安全にその人らしい生活を送るため、希望する福祉サービスの提供と保健・医療支援の充実

目標達成に向けた基本計画

(1) 障がい福祉サービス等の充実

障がい福祉サービス及び相談支援が円滑に実施できるよう、障がい福祉サービス事業所と連携し、障がいのある方及びその家族の意向を尊重し、適正な計画プランを立てた支援を行います。

① 訪問系サービス

居宅介護	居宅での入浴や排せつ、食事の介助などを行います。 利用者の障がい特性やニーズを的確に把握することによる適切なサービス提供に努めるとともに、ホームヘルパーの確保と育成についてサービス事業所と連携を図ります。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護の必要な方に、居宅での入浴や排せつ、食事の介助や外出時の移動支援など総合的に行います。 平成26年4月から対象者が重度の知的・精神に障がいのある方に拡大されたことから、広く市民に周知を図るとともに、利用者の把握と適切なサービスの提供に努めます。

同行援護	<p>重度の視覚障がいのある方の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。</p> <p>利用者の把握と適切なサービスの提供に努めるとともに、同行援護従事者の確保と育成についてサービス事業者と連携を図ります。</p>
行動援護	<p>自己判断能力が制限されていて常時介護が必要な方に、危険を回避するために必要な援護や外出支援を行います。</p> <p>利用者の把握と適切なサービスの提供に努めるとともに、行動援護従事者の確保と育成についてサービス事業者と連携を図ります。</p>
重度障がい者等包括支援	<p>常時介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護その他の支援を包括的に行います。</p> <p>サービスの周知と利用者の把握に努めるとともに、サービス事業者と連携して適切なサービスの提供を検討します。</p>
自立生活援助	<p>障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定期間支援を行います。</p>

② 日中活動系サービス

生活介護	<p>常時介護を必要とする方に、日中、施設において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p>
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	<p>地域で自立した日常・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>訓練後の継続的な支援（フォローアップ）について、関係機関の活用などにより地域生活を送るための支援に努めます。</p>
就労移行支援	<p>一般企業など就労を目指す方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>ハローワークを中心とした職業相談や紹介をはじめ、各種の雇用支援策の効率的な活用により、雇用機会の拡大を図り、個別支援計画に沿った専門的な支援について検討します。</p>
就労継続支援 (A型)	<p>65歳未満の方に、就労に必要な知識・能力の向上を図るため、事業所内において雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労に向けた支援を行います。</p>
就労継続支援 (B型)	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な方に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を支援します。</p>

療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助を行うとともに、サービスを提供する事業者を支援します。
短期入所	自宅で介護する人が用事や病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。介護者の負担軽減のための利用促進を図るとともに、サービス事業者と連携した送迎の支援体制の構築による利便性の向上について検討します。
就労定着支援	在宅で障がいのある方が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行います。

③ 居住系サービス

施設入所支援	施設に入所している方に、夜間や休日において入浴や排せつ、食事の介護などの援助を行います。 利用者の障がい特性やニーズを反映した適切なサービスの提供を図るとともに、日中活動系サービスを利用している方々の家族や障がいのある方自身の高齢化に伴い、将来的に施設入所支援利用者の増加も見込まれることから、サービス事業者と連携を図りながら対応について検討します。
共同生活援助 (GH)	地域で共同生活を営むことに支障のない方に、主に夜間に共同生活を営む住居で、日常生活上の相談に加え支援が必要な方には入浴、排せつ又は食事の介護などの援助を行います。 施設や精神科病院に入院している方の地域移行を促進するため、地域生活の基盤となる住まいの場の確保について、サービス事業者と連携し、整備・充実に努めます。 <※平成26年4月から共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。>
地域移行支援	地域生活に移行するため、住居の確保、その他の活動等に関する相談及び必要な支援を行います。地域移行の促進事業でもあり、関係機関との連携したサービス提供に努めます。
地域定着支援	単身居宅者に対し、常時の連絡体制を確立させ、緊急その他必要時に適正な支援を行います。 地域移行の促進事業でもあり、利用者のニーズに沿って、関係機関との連携したサービス提供に努めます。

④ 障がい児通所支援

児童発達支援	未就学の障がいのある児童等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う身近な療育の場を提供します。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センターに通所または指定医療機関に通院する肢体不自由児に、児童発達支援と治療を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がいのある児童等に、放課後や夏休みなど長期休暇中において生活能力向上のための訓練などを継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中または利用予定の障がいのある児童に、保育所等を訪問して集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

⑤ 補装具費支給制度

障がいのある方等の身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用される義肢や装具、車いす等に係る補装具費を支給します。

なお、手帳を所持していない難病等の治療を受けている一部の方へも同様の支援を行います。

⑥ 地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業	地域において、諸制度の内容と障がいのある方への理解を深めるための啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、そのご家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	必要な情報の提供や、権利擁護のための援助、その他自立した地域生活ができるよう支援を行います。
成年後見制度 (利用支援事業)	判断能力が十分でない障がいのある方の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援します。 なお、身寄りがいない場合は市長申し立てによる後見開始等審判の請求を関係機関と連携して行います。
成年後見制度 (法人後見支援事業)	成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を構築し、その活動の支援に努めます。

意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者の派遣、代筆読、音声訳等の支援を行います。
日常生活用具給付等事業	障がいの状況に応じて、入浴補助用具、ストマ装具などの日常生活用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通支援事業実施のため、手話奉仕員養成のための研修等を行います。
外出介護支援員派遣事業	外出や余暇活動に係る移動時の付き添い等を行います。
地域活動支援センター事業	創作的、生産等の社会活動と交流の場を提供します。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な介護を必要とする入浴の支援を行います。
ボランティア活動支援事業	社会復帰活動支援団体への補助金支援を行います。
日中一時支援事業	家族等の支援、休息のために日中活動の場を提供します。
居宅介護支援員派遣事業	福祉サービスが利用できない方に対し、居宅介護支援員（ヘルパー）を派遣し支援を行います。
自動車改造助成事業	就労等に必要な自動車の改造費用を助成します。

⑦ 介護保険制度との連携

障がいのある方に対し、介護・福祉サービスと障がい福祉サービスの継続したサービス給付を実施するため、関係機関等と連携を図りながら共生型サービスの普及を推進します。

(2) 保健・医療の推進

障がいのある方の健康増進を支援し、適切な医療を受けるための経済的負担の軽減を図り、健康で安定した生活ができるよう、保健・医療に関する支援を推進します。

① 健診等の充実

障がいのある方を含め全ての市民が健康な生活を行うためには、疾病の早期発見と予防体制づくりが必要不可欠です。

障がいの原因となる疾病や生活習慣病などの予防のため、充実した健診を実施し、健康意識の向上に努めます。

ア 子育て向け事業

乳幼児健康診査	乳幼児の身体測定、目と耳のアンケート、発育等に関する個別相談等を行います。
乳幼児健康相談	
育児相談室	出産・育児の相談支援を行います。
プレママクラス	妊娠期から産後までの相談支援及び保護者が交流できる場を提供します。

イ 成人向け事業

特定健康診査	問診、計測、尿検査、血液検査など
後期高齢者健康診査	
各種がん検診	検診部位に応じた検査
肝炎ウイルス検診	血液検査
エキノコックス症検診	血液検査
骨粗しょう症検診	骨量測定

ウ 共通支援事業

家庭訪問	生活習慣病の相談、栄養相談、心の相談、禁煙に関し、家庭訪問を行います。
健康相談	生活習慣病の相談、栄養相談、心の相談、禁煙の相談等を行います。
健康教育（出前講座）	町内会又は団体に対し、テーマに合せた講座を行います。
各種予防接種	疾病予防として予防接種事業を行います。

② 自立支援医療・市単独医療費扶助制度の充実

障がいのある方が安心して適切な治療を受けるため、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の給付について、関係機関と連携を図り、制度の適正な利用と周知に努めます。

また、市単独事業である重度心身障がい者医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度についても周知を図り、受給者の不利益とならないよう、関係部署との連携に努めます。

●自立支援医療制度

更生医療	障がいのある方が、その障がい部位を治療する場合の医療費の一部を公費負担します。
育成医療	18歳未満の障がいのある方等が、その障がい部位を治療する場合の医療費の一部を公費負担します。
精神通院医療	精神障がいのある方の通院医療費の一部を公費負担します。

●市単独医療費助成制度

重度心身障がい者医療費助成	身体障がい者手帳の等級が1・2級及び3級の内部障がいのある方、知的・精神障がいのある方等で、重度と判定又は診断された方が医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担分の一部又は全部を助成します。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の児童及び養育している方に対して、医療費の自己負担分について一部または全部を助成します。

4 保育・療育・教育の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる体制づくりを推進し、合理的配慮のされた適切な支援を行える環境づくりに努めます。

基本目標

共生社会の実現に向けて、安心して共に学び合うことができる体制づくりと自主性ある社会参加活動に向けた支援の充実

目標達成に向けた基本計画

(1) インクルーシブ教育システムの推進

国が推進するインクルーシブ教育の整備に努め、障がいのある方の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援できるよう、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援が受けられるように努めます。

(2) 障がいのある児童への教育環境の整備

障がいにより特別な支援を必要とする児童に対し、特別支援教育の体制を整備し、本人及び保護者と合意形成を図った環境の整備に努めます。

また、医療的ケアを必要とするなど介助を要する場合は、他の児童と共に学ぶ機会の確保を図り、バリアフリー化などの必要な支援の整備に努めます。

(3) ボランティア活動・社会参加促進の推進

ボランティア活動を通じて、自主性ある地域福祉活動の将来の担い手育成を図るほか、障がい者団体等と協力をしながら各種社会事業に積極的に参加できる体制づくりに努めます。

また、地域行事や住民活動についても、情報の提供・周知を関係団体と連携し、障がいのある方と共に社会参加できる場の確保に努めます。

5 雇用・就業等の促進

障がいのある方が就労して自立した生活をすることは最終的な目標ですが、この実現には安定した収入の確保と、障がいのある方に対する企業及び他の従業員との理解と合理的配慮が必要不可欠です。

ハローワークが中心となって行う障がいのある方の雇用と就業を推進するため、支援制度の周知を図り、雇用拡大に向けた推進に努めます。

また、「農福連携」を推進し、農業・農村の課題である「農業労働力の確保」、障がいのある方の「自立支援の確保」等、双方の課題解決ができる体制づくりに努めます。

基本目標

経済的に安定した生活ができるよう、合理的配慮がされた
就労支援の充実

目標達成に向けた基本計画

(1) 総合的な就労・雇用支援

障がいのある方の就労支援は、ハローワークが中心的な役割を果たし、各種助成制度、職場適応訓練、職場適応援助者、障がい者試行雇用事業などの周知を図りながら、関係機関と連携した支援に努めます。

また、就労を希望される方に対し、就労アセスメントを行い、生活面の課題解決をしながら、能力が最大限に発揮される安定した就労支援を行うほか、就労パスポートの活用を推進し、障がいのある方が希

望する配慮や、アピールポイントなどを職場や関係機関と情報共有できる支援に努めます。

(2) 「農福連携」の推進

農業と福祉（障がいのある方の就労）の連携を推進し、双方が抱える課題を解決するため、農福連携の体制づくりに努めます。

- ① 農業における労働力の確保と加工品への取り組みに努めます。
- ② 障がいのある方の農業への取り組みによる社会参加意識の向上と法人の収益確保を通じた社会的自立の支援に努めます。

(3) 経済的自立の支援

障がいのある方やその世帯の生活のための保障として、障がい年金、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、特別児童扶養手当等の制度について、積極的な周知を行います。

また、安定して自立した生活が行えるよう、知的及び精神に障がいのある方に対し、福祉サービス利用時の交通費助成を行います。

【障がいのある方が受けることができる保障制度】

障がい年金	病気やケガで初めて医師の診療を受けたとき（初診日）に国民年金や厚生年金に加入していた場合、法令により定められた障がい等級による障がいの状態にある間に支給されます。
特別障がい者手当	在宅の20歳以上の方で重度の障がいを2つ以上重複して持っているため、日常生活に常時特別の介護を要する方等に支給されます。
障がい児福祉手当	重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方に支給されます。
特別児童扶養手当	20歳未満で精神または身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。

【市が行う交通費助成制度】

知的障がい者施設通所交通費助成	障がい福祉サービスを提供する事業所に交通機関を利用して通所する知的障がいのある方に対して支給
精神障がい者地域活動支援センター等通所交通費助成	地域活動支援センター等に交通機関を利用して通所する精神障がいのある方に対して支給

(4) 障がい特性に応じた就労支援及び就業支援

障がいのある方が就労するにあたって、その特性を事業主や他の従業員が理解し、合理的に配慮された環境が必要です。

就労アセスメント等を通して、適切なサービス利用計画を作成し、障がいのある方に最も適した就労に繋がるよう、モニタリングを通して継続した支援を行います。

また、就労することは、その方が生活する地域や社会と繋がりを持ち、自立した生活を送るための最終目標であることから、企業と連携した理解促進事業の推進に努めます。

6 文化活動及びスポーツ・レクリエーションの推進

文化芸術活動へ参加することは、様々な感性が生み出す作品に触れることで、障がいのある方の心を豊かにするとともに、社会参加することで自立した生活の糧にも繋がります。

また、障がい者スポーツの普及に努めることで、体力の増強、他の選手や地域との交流ができ、レクリエーション活動においても参加、交流することで社会と地域との密接な繋がりができ、安心して地域で生活を送ることができます。

基本目標

健康で心豊かな生活の実現に向けた社会参加の推進

目標達成に向けた基本計画

(1) 文化芸術活動機会及びスポーツの推進

障がいのある方が地域において文化芸術活動に親しむことができるよう、バリアフリー化の促進、ユニバーサルデザインの取り組みに努めます。

また、各種障がい者スポーツ大会の開催等について、関係機関と連携を図りながら周知に努めます。

(2) スポーツ事業参加支援

障がいのある方がよりスポーツ事業に親しみをもち、各種大会等に参加することで、社会参加や自立の促進に繋がることから、参加費用等の助成を推進します。

7 障がいのある方の住宅環境整備等の充実

障がいのある方が安心した地域生活を送るに当たり、通勤・日常生活に便利な立地条件、車椅子の利用に配慮する等バリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた住宅等の整備供給が必要となることから、芦別市住生活基本計画（平成31年度～令和10年度）と照らし合わせながら支援に努めます。

基本目標

安心した地域社会に向けたバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備の推進

目標達成に向けた基本計画

(1) 公共施設・設備のバリアフリー化

公共施設・設備については、車いす用スロープ、障がい者用駐車場、障がい者用トイレなど、障がいのある方に配慮した計画的な整備・修繕を行い、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの取り入れに努めます。

(2) 道路及び公園環境の整備

障がいのある方が安全に歩行できるよう、段差の解消や歩道の勾配を緩やかにする等、必要性や危険性の高い箇所の改修に努めます。

また、冬季の除排雪について、引き続き門口除雪事業を行い、障がいのある方への周知に努めます。

門口除雪事業	冬期間における国、北海道及び市が実施する除雪作業後の住宅の門口及び車庫前の残雪処理が困難な者に対し、安全の確保及び生活の支援をするため、門口除雪サービスを行う。 ○対象者 高齢者（65歳以上）及び重度の身体障がいのある方等の世帯
--------	--

8 移動・交通手段の充実

障がいのある方が安全で安心して利用できる移動手段として、バス路線が重要な役割を果たしていることから、引き続き障がいのある方の利用に対し、細やかな配慮がなされるよう運送事業者に協力を依頼します。

基本目標

社会活動に向けた合理的配慮のある移動手段の充実

目標達成に向けた基本計画

(1) 市内路線バス・ハイヤー協会等との連携

障がいのある方が利用する際には、ドライバーによる配慮がなされるよう、運送事業者に理解を求め、協力が得られるよう取り組みます。

(2) 交通費助成の充実

本市の単独事業であるハイヤー券公布事業を継続するほか、有料道路の通行料金の割引、バス及びハイヤー料金の助成制度、自立生活のための自己所有車両改造費用の助成等、移動・交通手段の制度について周知を行います。

9 障がいのある方の権利擁護と差別の解消の推進

基本理念に掲げる社会を実現するには、障がいのある方すべてが、障がいのない方と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有していることを前提に、あらゆる

差別の禁止、権利侵がいの防止、虐待防止等権利擁護の推進を行うことが必要です。

本計画では、地域社会において障がいのある方が安心して生活ができるよう、合理的に配慮された権利擁護の取り組みを推進します。

基本目標

障がいのある方の人権を保障し、合理的に配慮された社会の促進と権利擁護の推進

目標達成に向けた基本計画

(1) 権利擁護の推進

本市では平成25年4月に障がい者虐待防止法に基づき「芦別市障がい者虐待防止センター」を設置しております。

同センターでは、障がいのある方の虐待や差別等について、関係機関と連携を図り、早期発見、未然防止に努めております。

芦別市障がい者虐待防止センター	芦別市 福祉課内
芦別市地域包括支援センター	芦別市 介護高齢課内

※地域包括支援センターでは高齢者を対象としています。

(2) 権利擁護に係る周知・啓発活動

相談支援事業所及び関係機関並びに自立支援協議会において、日頃から情報共有を行い、啓発のための研修などの実施に努めます。

(3) 障がいに関する理解の促進

地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業を通じて、障がいのある方とない方の相互理解を深める機会を推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日～9日）、道民福祉の日

(毎年10月23日)及び市内の各種イベント等において周知・啓発に努め、北海道が導入するヘルプマーク・ヘルプカードを所持している方や配慮が必要とされる方が支援や援助を受けやすくなるよう周知を行います。

(4) 障がいのある方への差別解消の推進

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係団体等との連携を図り、幅広い理解のもと、環境の整備を行い、あらゆる差別の解消に向けた取り組みを推進します。

また、社会的障壁の除去のため、障がいのある方に対する必要かつ合理的な配慮の提供を推進し、これらの相談に対しては北海道等と連携した紛争解決等に努めます。

10 防犯・防災対策の推進

障がいのある方が地域で安全に安心して生活できるよう、近隣住民、町内会、民生委員児童委員等の協力による地域での防犯・防災意識の向上が重要です。

また、防犯意識向上のため芦別警察署及び他の関係機関とも連携を図りながら、社会の安全に努める必要があります。

基本目標

安全・安心な生活を守る地域住民と連携した体制整備の推進

目標達成に向けた基本計画

(1) 防犯体制の確立

障がいのある方の安全を守るため、芦別警察署及び他の関係機関からの情報の伝達を行い、防犯意識を啓発することにより、地域での安全確保体制の確立に努めます。

(2) 防災体制の確立

芦別市防災計画に基づき、要支援者となる障がいのある方の世帯、障がい状況等を把握し、適正な避難誘導及び支援に努めます。

また、避難所及びハザードマップ等を関係機関に公表し、災がいに時に迅速で的確な対応ができるよう情報共有を行います。

(3) 支援を要する世帯の把握

支援を要する世帯の形態は、介助が必要な方、医療ケアが必要な方、高齢化した障がいのある世帯、福祉用具等が必要な方等様々な状況が想定されます。

防災担当部署と情報共有を行い、個人や世帯が抱える複合課題を把握し、災がいに時には関係部署等と連携を図り、的確な支援が行えるよう努めます。

第4 資料編

1 用語解説

享有

- ・権利・能力などを、人が生まれながら身につけて持っていること

ノーマライゼーション

- ・障がいをもつ者ともたない者とは平等に生活する社会を実現させる考え方

エンパワーメント

- ・個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりよいものにしていくこと

インクルーシブ教育

- ・障がいのある方と障がいのない方が共に学ぶ仕組み

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある方が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下で行われるもの

就労パスポート

- ・障がいのある方が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などについて、支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツール

就労アセスメント

- ・働く意欲のある障がいのある方の特性や能力を最大限活かすことができるような支援を行うための支援

共生型サービス

- ・デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、介護保険又は障がい福祉のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度のサービスの指定を受けやすくなる制度

心のバリアフリー

- ・様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」より）

バリアフリー

- ・生活に不便な障がいを取り除こうという考え方

ユニバーサルデザイン

- ・文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した建築・製品・情報などの設計

ジェンダー平等

- ・飢餓のない世界を実現し、すべての女性、男性、女兒及び男児が、十分な食料を確保する権利を含め人権を確保するための前提条件

2 芦別市障がい者計画等推進協議会委員名簿

【現委員】 任期：平成30年8月1日から令和2年7月31日まで

No.	関係機関団体名	役職	氏名	備考
1	芦別市社会福祉協議会	会長	竹原 司	
2	芦別市民生委員児童委員協議会	会長	松井 元	
3	芦別市医師会	副会長	古瀬 勉	
4	仁恵会 中野記念病院	常務理事 事務長	稲津 寿一	専門部会
5	愛和福祉会 星の広場	統括管理者	池田 正樹	専門部会
6	芦別市身体障がい者福祉協会	会長	中嶋 利夫	専門部会
7	芦別市手をつなぐ育成会	顧問	中西 清美	専門部会
8	北海道滝川保健所	健康推進課長	成田 直子	
9	滝川公共職業安定所	就職促進指導官	眞野 隆子	
10	芦別市町内会連合会	会長	中島 隆義	
11	芦別市特別支援教育連絡協議会	幹事長	細井 美樹子	
12	市民公募		榎本 美由樹	

【事務局】

No.	所属	役職	氏名	備考
1	市民福祉部	部長	畠山 優喜	
2	市民福祉部福祉課	課長	鹿山 信樹	
3	市民福祉部福祉課福祉係	係長	木村 文恵	
4	市民福祉部福祉課福祉係	主任	吉武 恒	
5	市民福祉部福祉課福祉係	主任	仲鉢 涼介	
6	市民福祉部福祉課福祉係		上田 一太	

3 芦別市障がい者計画策定の経過

年月日	内容
2019. 3. 5	平成30年度第1回芦別市障がい者計画等推進協議会 ・ 専門部会の設置 ・ 計画作成スケジュール確定
2019. 5. 20	臨時庁議 ・ 計画作成スケジュール説明
2019. 11. 26	令和元年度第1回芦別市障がい者計画等推進協議会 ・ 計画概要の説明
2019. 12. 4	臨時庁議 ・ 計画素案の説明
2019. 12. 11	令和元年度第2回芦別市障がい者計画等推進協議会 ・ 計画素案の説明
2019. 12. 11	令和元年度第1回専門部会 ・ 計画素案の審議
2019. 12. 17	令和元年度第3回芦別市障がい者計画等推進協議会 ・ 計画素案の審議結果の報告
2020. 1. 6	意見公募（パブリックコメント）実施 計画策定に関する市民アンケート実施
2020. 1. 9	臨時庁議 ・ 計画案の説明
2020. 1. 17	社会産業常任委員会 ・ 計画案の説明
2020. 1. 24	計画策定に関する市民アンケート終了
2020. 2. 4	パブリックコメント終了
2020. 2. 12	計画最終案の完成
2020. 2. 18	定例庁議 ・ 計画最終案の報告
2020. 3.	定例市議会 ・ 計画完成の報告
2020. 3.	第3期芦別市障がい者計画策定

4 芦別市障がい者計画等推進協議会条例

○芦別市障がい者計画等推進協議会条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 8 号

(設置)

第 1 条 本市における障がい者に係る各種の福祉施策及び障がい者の自立支援等に向けた施策に関する計画等を審議し、障がい者福祉の増進と障がい者の社会参加への促進を図るため、芦別市障がい者計画等推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進協議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 障がい者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定により本市が策定する障がい者計画に関すること。
- (2) 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定により本市が定める障がい福祉計画に関すること。

(組織)

第 3 条 推進協議会は、委員 14 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療又は福祉の関係機関の代表者 5 人以内
- (2) 障がい者団体の代表者 3 人以内
- (3) 関係行政機関又は公共的団体の代表者 4 人以内
- (4) 公募による市民の代表者 2 人以内

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員がその職務を行うことが適当でなくなつたと認めるときは、第 2 項に規定する任期中においても、その委嘱を解くことができる。

5 委員は、非常勤の特別職とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 推進協議会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進協議会は、会長が招集する。

2 推進協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 推進協議会が必要と認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員の定数は、会長が推進協議会に諮ってこれを定める。

3 専門部会の委員は、会長が指名する。

(関係人の出席)

第7条 推進協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第8条 推進協議会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第48号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月22日条例第4号抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

5 芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則

○芦別市障がい者計画等推進協議会条例施行規則

平成 18 年 4 月 28 日
規則第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、芦別市障がい者計画等推進協議会条例(平成 18 年条例第 8 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱する機関及び団体)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、それぞれ 1 人以内を委嘱するものとする。

- (1) 社会福祉法人芦別市社会福祉協議会
- (2) 芦別市民生委員児童委員協議会
- (3) 社団法人芦別市医師会
- (4) 医療法人仁恵会中野記念病院
- (5) 社会福祉法人愛和福社会

2 条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる委員は、次の各号に掲げる団体から、それぞれ 1 人以内を委嘱するものとする。

- (1) 芦別市身体障がい者福祉協会
- (2) 芦別市手をつなぐ育成会

3 条例第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる委員は、次の各号に掲げる機関又は団体から、それぞれ 1 人以内を委嘱するものとする。

- (1) 北海道滝川保健所
- (2) 滝川公共職業安定所
- (3) 芦別市町内会連合会
- (4) 芦別市特別支援教育連絡協議会

(専門部会)

第 3 条 専門部会に部会長を 1 人置き、当該専門部会を構成する委員の互選によってこれを定める。

2 専門部会は、これを構成する委員の過半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、議事を決したときは、その内容を推進協議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 23 号)
この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日規則第 37 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 28 日規則第 73 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 11 月 6 日規則第 47 号)
この規則は、公布の日から施行する。

第3期芦別市障がい者計画

令和2年度～令和11年度

令和2年3月発行

発行	芦別市
編集	芦別市市民福祉部福祉課
住所	〒075-8711 芦別市北1条東1丁目3番地
電話	0124-22-2111
FAX	0124-22-9696
メール	fukushi@city.ashibetsu.hokkaido.jp